

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

高崎市長 富岡 賢治

市町村名 (市町村コード)	高崎市 (1 0 2 0 2)	
地域名 (地域内農業集落名)	京ヶ島・滝川地域 (大沢・島野・一ツ谷・西島・京目・萩原・元島名・矢島 西横手・宿横手・中島・榎・上滝・下滝・下斉田・八幡原)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 9 月 2 日 (第 3 回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<京ヶ島地区>

現状として、土地利用型農業については、麦については法人及び認定農業者、水稻については個々の農家が栽培しており、現状の経営を維持していく。

既存開発地に隣接し、非農用的な用途と農用地の混在が生じている場所では、保全及び活用する農用地を見極め、新しい都市型農業としてのあり方を検討する。

課題として、水路が整備されれば、借り手がつく遊休農地があるので、地域として整備を検討していく。

<滝川地区>

当地域は、集落営農法人や認定農業者が大型機械を所有し、大規模に水稻、麦、飼料用稲及び飼料用米を作付けしている。一部の認定農業者で農地集積が進んでいるものの、高齢化等により耕作できなくなる農地を遊休化させないために、いかにして中心となる担い手に農地を集積するかが今後の課題である。

近隣に既存及び将来的に開発地があり、関越道沿いの側道では朝晩を中心に交通量が増加し、農業用機械による移動や水路の確認等の行き来に支障がでている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<京ヶ島地区>

野菜については、高付加価値化による所得向上を目指す。

今後は、高齢化等により耕作できなくなる農地を遊休化させないため、担い手に農地を集積していく。

<滝川地区>

土地利用型作物については、集落営農法人や認定農業者を中心に、農地の流動化及び大型機械の共同利用による規模拡大と作業の効率化に取り組む。また、畑作物の直接支払交付金を最大限に活用するため、麦の品質向上（1等・Aランク）による所得向上を図る。

また今後は、野菜との複合化で低コスト化を図るなど、付加価値を付けた農業振興を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	348.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	348.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域計画の範囲については、原則、農振農用地とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針
農地中間管理機構を活用することで耕作放棄地の増加を防ぐとともに、認定農業者や認定新規就農者等の地域の中核となる担い手に対し、効率的な農地の集積・集約化を進める。さらに、高崎市農地情報登録も活用し、農業委員、農地利用最適化推進委員による相談・調整体制を維持していく。 地元及び関係機関が連携をし、地区内外から新規就農者等を受け入れていくために、相談体制・支援体制を整えていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
担い手の高齢化が進んでおり、今後も経営規模を縮小または離農する農業者が増えてくると見込まれるため、農地の所有者の意向を踏まえた上で農地中間管理機構に貸し付けし、その農地を担い手に集積・集約していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
地域の意向、担い手の意向を踏まえ、必要に応じて基盤整備事業に取り組む。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
市を中心に県及びＪＡと連携した就農相談体制を強化し、就農希望者の意向を踏まえながら研修計画や就農後の経営計画策定を支援する。また、研修先農家のリスト化など、新規就農者受入体制を整備し、露地野菜及び施設園芸、集落営農法人の担い手確保に努める。 <滝川地区> 高齢化による農業用の機械が故障した際、地域全体での集落営農法人があれば離農を防げる事もあるため、設立も検討したい。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地元猟友会と連携し、有害鳥獣の捕獲・侵入防止柵による防除・周辺環境の整備を複合的に実施し、鳥獣による農作物被害の低減に努める。

②③④持続可能な地域を目指し、農業の省力・省エネ化及び担い手確保のため、スマート農業技術の導入を検討するとともに、減農薬・有機栽培などによる農作物の高付加価値化、高収益作物の栽培推進（畑地化）及び輸出等による販路拡大など地域の高収益化に向けた取組を検討していく。

⑨飼料用稲の生産を行っており、周辺の畜産農家へ供給されている。